土地改良区の役員の就任!

土地改良事業の工事の完了......

出

先機 関

土地改良区の役員の就任及び退任......

県下

土地改良区の定款変更の認可......

土地改良区の役員の就任及び退任......

県上

民地

局域

Ħ.

同同

:

Ħ.

県三

局域

Ħ.

県東

局域

:

껃

右

同

平成二· 第三千八百四十五号

(水曜日)

五月二十一日

青森県告示第四百十二号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員

平成二十六年五月二十一日

める額及び最高限度額として定める額)

の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定

の一部を次のように改正する。

告

示

目

次

青森県知事 Ξ

村

申

吾

表を次のように改める。

入

:

林

政 事

課 :

:

	五、九三円	五十五歳以上六十歳未満
二五、三七六円	六、三七五円	五十歳以上五十五歳未満
二四、五三二円	六、七〇八円	四十五歳以上五十歳未満
二一、七八四円	六、六〇一円	四十歳以上四十五歳未満
一八、八三四円	六、五二四円	三十五歳以上四十歳未満
一六、二八一円	六、一〇四円	三十歳以上三十五歳未満
一三、四四七円	五、六一一円	二十五歳以上三十歳未満
一三、〇四〇円	五、〇二四円	二十歳以上二十五歳未満
一三、〇四〇円	四、三〇八円	二十歳未満
最高限度額	最低限度額	年齢階層

同法第十条第二項の規定による公告......

文県 化民化生

課活

:

갣니

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

(広報広聴課)

:

껃

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正..... 急傾斜地崩壊危険区域の指定...... 道路の区域の変更...... 保安林の指定施業要件の変更...... て定める額及び最高限度額として定める額の一部改正..... する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額とし 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

(河川砂防課) ...

 $\equiv$ 

同

:

公

告

示

	三、九三〇円	七十歳以上
-五、001円	三、九三〇円	六十五歳以上七十歳未満
一九、一六七円	四、七三円	六十歳以上六十五歳未満

### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

1

2 び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係 前の例による。 る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従 病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金 (以下「年金たる補償」という。) 及 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷

青森県告示第四百十三号

する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。 次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

青

平成二十六年五月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡今別町大字大泊字上山崎六三の九一(次の図に示す部分に限る。)、六

- 三の七九、六三の一四九
- 二 保安林として指定された目的
- 変更後の指定施業要件

土砂の流出の防備

Ξ

- 立木の伐採の方法
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 主伐に係る伐採種は、 定めない
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3

(\_\_) 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第四百十四号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、告示の日から平成二十六年六月二十日まで青森県県土整備

平成二十六年五月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

	1	番図号面
ļ	1	種道 路
ij	道	類の
井三戸線	櫛引上名久	路 線 名
三戸郡南部町大	三戸郡南部町	变
大字森越字章	大字森越字大宮二二の二から	更
前田一の八	天宮二二の	Ø
ハまで	<u>0</u>   から	X
	間	
後	前	前変 後更 別の
五三・六〇メートルまで	二・〇〇メートルまで	敷地の幅員
一、二八〇・〇〇メートル	一、二七〇・〇〇メートル	敷地の延長
	備	

### 青森県告示第四百十五号

三項の規定により公示する。 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備

平成二十六年五月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

# 虹貝新田急傾斜地崩壊危険区域

と町道細越坂線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。 境界線に沿って結んだ線、標柱一号と標柱九号を結んだ線は県道碇ケ関大鰐停車場線 を結んだ線は平成十九年国土交通省告示第六百二十九号で指定した後沢砂防指定地の 十五号で指定した後沢砂防指定地を除く)。 この場合において、標柱七号と標柱八号 柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域(昭和四十三年建設省告示第三千四百八 次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標

標柱を設置した土地の表示

九	八	七	六	五	四	Ξ	=	_	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	"	南津軽郡大鰐町	市町村名
"	"	"	"	"	"	"	"	虹貝	大字名
"	"	"	"	"	"	"	"	大熊沢	字名
一二五の三一	一二五の五九	二四の四五	四の四	三八	<u> </u>	九七の一	六六の二	六四の一	地番

## 青森県告示第四百十六号

地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改正するので、 三条第一項の規定により、昭和六十二年二月二十一日青森県告示第七十四号 (急傾斜 公示する。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第 同条第三項の規定により

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備

平成二十六年五月二十一日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

第十三号を次のとおり改める。

小泊六号急傾斜地崩壊危険区域

標柱を結ぶ線は直線とする。 び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱六号 と標柱七号を結んだ線は一級町道小泊中学校一号線官民地境界線とし、その他の各 次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及

標柱を設置した土地の表示

+	+	九	八	七	六	五	四	Ξ	=	_	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	北	市
										軽	町
										北津軽郡中泊町	村
										町	名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	小泊	大
										,,,	字
											名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	鮫貝	小泊	字
											名
九四の九	九四の一	九四の一	九四の二二	九四の一九	一九六の二三三	六四	二九六の一	六六の一	一九六の三七	四三	地
	_		_	<i>/</i> U	≣				七		番

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

により次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

平成二十六年五月二十一日

青森県知事

特定役務の名称及び数量

毎戸配布紙「県民だよりあおもり」制作・配送業務委託一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部広報広聴課

県

報

青森市長島一丁目一の一

森

契約の方法

随意契約

青

兀 契約の相手方を決定した日

平成二十六年四月二十一日

契約の相手方の名称及び住所

五

青森市長島二丁目一〇の三 株式会社東北博報堂青森支社

六 契約金額

二千七百七十六万六千八百円

七

随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

一号に該当

契約の相手方を決定した手続

ものである。 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

Ξ 村 申

吾 申請のあった年月日 平成二十六年五月七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 特定非営利活動法人シニアネット弘前

Ξ

幸雄

兀 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的

弘前市大字高崎二丁目七の七

者の自立と地域との共生を目指すことにより、保健福祉の向上を目的とする。 行い、健全な保健福祉の社会環境を整備する生活支援を実践し、高齢者、心身障害 この法人は、高齢者、心身障害者や家族、 住民に対して保健福祉に関する事業を

先 機 関

出

土地改良事業の工事の完了

律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。 次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法

平成二十六年五月二十一日

東青地域県民局長 近 藤

宏

土地改	高根	明神	地区名
良		117	
土地改良区の役員の就任	"	一般農道整備事業	県営土地改良事業の名称
(	芸・手芸	<b>宗平</b> ・	年工 月 月 日

子町土地改良区から、 定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、田 次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規

平成二十六年五月二十一日

三八地域県民局長 中 嶋 和

行

区役 員 別の 理 事 立本 千葉 氏 和義 名 弘 三戸郡田子町大字田子字清水頭五二 住 字馬場ニーのニ 所 平成宗・ 就任の年月日 껃

土地改良区の役員の就任及び退任

の規定により公告する。 土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、坪

平成二十六年五月二十一日

上北地域県民局長 所  $\equiv$ の 年 月 日就任及び退任 上 俊

孝

区役員別の

氏

名

区役 員 別の

氏

名

住

土地改良区の役員の就任及び退任

項の規定により公告する。 堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大

平成二十六年五月二十一日

住 上北地域県民局長 所 Ξ の 年 月 日就任及び退任 上 俊

"	"	監	"	"	"	"	"	"	理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	理
		事							事			事							事
坪	坪	坪	坪	坪	坪	原子	鳴海	坪	坪	坪	原子	坪	坪	坪	坪	坪	鳴海	坪	坪
豊秀	利悦	寿 美	登	倉光	幸一	義吉	長助	次 男	竹千代	登	義吉	利悦	淺憲	寿 美	倉光	幸一	長助	次 男	竹千代
"	"	//	"	"	"	"	"	//	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	上北
"	"	"	″	"	″	″	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	″	都七戸
"	"	字天間舘前川原九二の	字後平三三の	字上川原三二	字天間舘前川原	字上平五九の六	字後平一二六の二一〇	"	字天間舘前川原三九	字後平三三の	字上平五九の六	字天間舘前川原三八の一	字後平九六の二	字天間舘前川原九二の	字上川原三二	字天間舘前川原八五の	字後平一二六の二一〇	"	上北郡七戸町字天間舘前川原三九の
七九	三八の二	川原九二の一	0	_	川原八五の一	が六	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	三七	川原三九の一	9	六	川原三八の二	9	川原九二の一	_	川原八五の一	(61110	三七	川原三九の一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	示三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	╤平 ·成
									亭三 退任										就任

"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理
		事										事			事										事
大池	中岫	柴田	内山勝太郎	中岫	山本	相馬喜代美	町 屋	加 賀	新山	花松幸	塚尾	楢 舘	大池	中岫	柴田	新山	内山勝太郎	山本	町 屋	中岫	田嶋	花松幸	相馬喜代美	塚尾	楢 舘
信幸	弘毅	瑞	太郎	達雄	轍雄	<b>代</b> 美	光 弘	公雄	正廣	部	光男	長吉	信 幸	弘毅	瑞	正廣	太郎	轍雄	光 弘	昭市	政榮	郎	<b>代美</b>	光男	長吉
"	" +	"	#   Table   T	"	" +	"	# 	"	"	"	" +	#   Table   T	"	" +	# 声	" +	#   Table   T	<i>"</i>	# 	"	"	" +	# 事	" +	上北郡
" 字大池九〇の一	七戸町字中岫番屋三一の一	* 大字大浦字堀ノ内五の二	東北町大字新舘字屋敷添五七の一	"字中岫東道添二九の一	七戸町字十役野九一の三	" 字八幡三	東北町大字新舘字籠六の一	"字中岫長沢下五三の一	* 字膝森二〇の七	" 字花松林ノ根五〇の二	七戸町字膝森二〇の七九	東北町大字新舘字八幡四一の四八	" 字大池九〇の一	七戸町字中岫番屋三一の一	東北町大字大浦字堀ノ内五の二	七戸町字膝森二〇の七	東北町大字新舘字屋敷添五七の一	七戸町字十役野九一の三	東北町大字新舘字籠六の一	"字中岫長沢下五五の六	"字中岫東道添四九の三	七戸町字花松林ノ根五〇の二	東北町大字新舘字八幡三	七戸町字膝森二〇の七九	上北郡東北町大字新舘字八幡四一の四八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二 三、 四 三 退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三・四・三就任

## 土地改良区の定款変更の認可

土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月三十日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、大堰

により公告する。

平成二十六年五月二十一日

上北地域県民局長

Ξ

上

俊

孝

土地改良区の役員の就任及び退任

項の規定により公告する。 畑土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大

平成二十六年五月二十一日

下北地域県民局長 武 田 志 郎

"	"	"	"	11	"	理	"	監	"	"	//	"	"	"	理	区役 員 別の
						事		事							事	別の
中嶋	工藤清四郎	奥野	武藤	中居	柏谷	畑中	栁澤都市秋	月館	本山日満夫	武藤	柏谷	中嶋	工藤清四郎	奥野	畑 中	氏
涉	印郎	國義	直人	伸 作	均	重宏	帯秋	俊彦	満夫	直人	均	涉	郎郎	國義	重宏	名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	むっ	/→
大畑町正津川七〇の一	大畑町水木沢三四の一四五	大畑町正津川戦敷五二六の三	大畑町正津川一八	大畑町松ノ木道八の二	大畑町小目名村二〇の一	大畑町赤坂三の一	大畑町松ノ木一八〇の二	大畑町正津川平一一四の六	<b>"</b>   ○  6四	大畑町正津川一八	大畑町小目名村二〇の一	大畑町正津川七〇の一	大畑町水木沢三四の一四五	大畑町正津川戦敷五二六の三	むつ市大畑町赤坂三の一	住
"	"		<i>"</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	=	<i>"</i>	<i>"</i>	"	"	"	<i>"</i>	<i>"</i>		三亚	
"	"	"	"	"	"	⇒ □ 三退任	"	"	"	"	"	"	"	"	⇒・ ඐ 三就任 ・ ☆ ご就任	の 年 月 日就任及び退任

柳澤都市秋 "

大畑町松ノ木一八〇の二大畑町正津川平一一四の六

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 | (印刷所・販売人)

社 | 定価小口一枚二付十五円四十四銭| 年週月・水・金曜日発行